

平成28年3月31日
青森市総務部契約課

建設業者各位

一次下請契約に係る見積書の写しの提出について（通知）

平成27年3月31日付で通知しました本市発注工事における社会保険等未加入対策のうち、一次下請契約に係る見積書の写しの提出について、下記の通り実施しますので、お知らせします。

記

1 実施内容

下請報告書の添付書類として、一次下請契約に係る見積書の写しを追加する。

2 対 象

平成28年4月1日以降に契約を締結する市発注工事

3 市の対応

提出された見積書に法定福利費が明示されていない場合は、元請業者に見積り条件として提示するよう指導することとします。

4 見積書の例

別紙 見積書作成例 参照

出典：法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（平成27年5月26日 国土交通省）
(<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

担 当

総務部契約課工事等契約チーム

DI 017-734-5144 内線 4113

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。